

川崎市無料低額宿泊所個室化改修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人等が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、無料低額宿泊所の多人数居室及び簡易個室を解消するために要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、生計困難者の居住環境の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱において補助の対象となる施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所として、本市に届け出のなされた施設とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、市内において、その年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に完了し、支払うことが確実なもので、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室又は簡易個室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業のうち、事業後の個室が次に掲げる状態となるものとする。

- (1) 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年12月16日条例第37号、以下「条例」という。）第12条第6項第1号の要件を満たすもの
- (2) 条例附則の要件を満たし、個室化改修後においても当面安定して運営されることが確保されており、4.95㎡以上の居室面積を確保しているもの

2 前項の規定にかかわらず、総事業費30万円未満の事業は、対象としない。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

(補助率等)

第6条 この補助金の補助率は4分の3とする。

- 2 補助額は、総事業費（1,000万円を上限とする。）から寄付金その他の収入額を控除した額に、前項に定める補助率を乗じて得た額とする。
- 3 施設ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が出た場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (4) その他市長が必要と認める条件
- 2 第5条の規定により補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者等」という。）は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、

市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

（1）1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

（2）その他市長が必要と認めるとき。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 補助金は設計及び工事の進捗状況等に応じて、市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第8条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業等の遂行）

第12条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第13条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第3号様式)

(2) 発注実績報告書

(3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条第2項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第7条第2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書(第4号様式)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきこ

とを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条若しくは第14条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又は規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条の規定による取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年

10. 95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

(報告等)

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に工事の発注等に係る契約を締結した補助事業については、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、緊急的に着手せざる得なかった場合限り、第7条第2項の規定を除き、本要綱の規定を適用する。
- 3 前項の場合において、要綱の施行前に補助事業が完了している場合には、第14条第1項の規定にかかわらず、補助金交付決定日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、第14条第1項に規定する書類を、市長に提出しなければならない。

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

法人(団体)名

代表者名

住所

次により 年度無料低額宿泊所個室化改修事業補助金の交付を申請します。

施設名	
施設所在地	
事業の目的	
事業の内容	
事業費総額	
交付申請額及び その算出の基礎	
事業完了予定日	
本申請にかかる 連絡先	

〈添付書類〉 事業計画書・見積書等

第2号様式

補助金交付（不交付）決定通知書

川崎市指令 第 号

法人（団体）名

代表者名

住 所

年 月 日付で申請のありました無料低額宿泊所個室化改修事業補助金について、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 施設名

2 補助金の交付額 金 円

3 補助の条件

4 不交付の理由

第3号様式

補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

法人(団体)名

代表者名

住 所

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた無料
低額宿泊所個室化改修事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

施設名	
施設所在地	
事業完了日	
事業費総額	
寄付金その他の収入額	
差引額	
補助金交付済額	
精算額	

〈添付書類〉 発注実績報告書等

第4号様式

補助金額確定通知書

法人（団体）名

代表者名

住 所

年 月 日付けで報告のありました無料低額宿泊所個室化改修事業補助金について、審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長

印

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 施設名 | | |
| 2 | 補助金交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 精算額 | 金 | 円 |